⑶　独立行政法人日本原子力研究開発機構競争参加資格審査において資格を有すると認められた者であること。
⑷　石油業法に基づいて石油製品の販売業の届出をしていることを証明した者であること。
⑸　本公告に示した物品を指定する日時、場所に十分に納入することができることを証明した者であること。
⑹　独立行政法人日本原子力研究開発機構契約部長から指名停止にされている期間中の者でないこと。
⑺　警察当局から、独立行政法人日本原子力研究開発機構に対し、暴力団員が実質的に経営を支配している業者又はこれに準ずるものとして、建設工事及び測量等、物品の製造及び役務の提供等の調達契約からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。

3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒319―1195 茨城県那珂郡東海村白方白根２番地の４　日本原子力研究開発機構東海研究開発センター　管理部調達課　加瀬　恵子
電話029―282―5091（ダイヤルイン）
⑵　入札説明書の交付方法　本公告の日から上記３⑴の交付場所にて交付する。
⑶　入札書の受領期限
第１回目：自　官報掲載日
至　平成23年３月23日17時00分
第２回目：自　平成23年５月23日
至　平成23年６月22日17時00分
第３回目：自　平成23年８月23日
至　平成23年９月22日17時00分
第４回目：自　平成23年11月22日
至　平成23年12月19日17時00分
⑷　開札の日時及び場所
第１回目：平成23年３月25日14時00分　東海研究開発センター原子力科学研究所情報交流棟北ウィング１階入札室
第２回目：平成23年６月24日14時00分　東海研究開発センター原子力科学研究所情報交流棟北ウィング１階入札室
第３回目：平成23年９月27日14時00分　東海研究開発センター原子力科学研究所情報交流棟北ウィング１階入札室
第４回目：平成23年12月22日14時00分　東海研究開発センター原子力科学研究所情報交流棟北ウィング１階入札室

4　その他
⑴　契約手続きに用いる言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
⑵　入札保証金及び契約保証金　全額免除
⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、封かんした入札書のほかに、当機構の交付する入札説明書に定める入札仕様書等及び必要な証明書等を入札書の受領期限までに提出しなければならない。また、入札者は、開札日の前日までの間において、仕様書及び必要な証明書等について、説明若しくは協議を求められた場合は、それに応じなければならない。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加に必要な資格のない者のした入札及び入札の条件に違反した入札。
⑸　契約書作成の要否　要。
⑹　落札者の決定方法　予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
⑺　詳細は、入札説明書による。

5　Summary
⑴　Contracting Entity : Toshikatsu Tanabe, Director of Department of Administrative Service, Tokai Research Establish of Japan Atomic Energy Agency
⑵　Classification of the products to be procured : 2
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased :
FUEL Oil (JIS (K2205) class 1, No.1)
1st contract : 1,500KL
2nd contract : 2,000KL
3rd contract : 2,000KL
4th contract : 3,000KL
⑷　Delivery period :
1st contract : From April 1st, 2011 to June 30th, 2011
2nd contract : From July 1st, 2011 to September 30th, 2011
3rd contract : From October 1st, 2011 to December 31th, 2011
4th contract : From January 1st, 2012 to March 31th, 2012
⑸　Delivery place : Nuclear Fuel cycle Engineering Laboratories Tokai Research Establishment of Japan Atomic Energy Agency
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall : ①Not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting ; furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause ②Not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting ③Meet the qualification requirements which the assessment for participating in tenders by Japan Atomic Energy Agency may specify ④Prove to have registered with the relevant authorities, in accordance with the Oil Industly Law, to initiate business of selling petroleum products ⑤Prove to have ability to deliver the Products, required by this notice, on the date and to the place specified ⑥Not be currently under suspention of nomination by Director of the Department of Contracts, Japan Atomic Energy Research Institute.
⑺　Time-limit for Tender ;
1st contract : From the gazetted day to 5 : 00 P.M. March 23th, 2011
2nd contract : From May 23th, to 5 : 00 P.M. June 22th, 2011
3rd contract : From August 23th, to 5 : 00 P.M. September 22th, 2011
4th contract : From November 22th, to 5 : 00 P.M. December 19th, 2011
⑻　Contact point for the notice ; Keiko Kase, Procurement Division, Department of Administrative Service, Tokai Research and Development Center, Japan Atomic Energy Agency, ２－４ Shirakata-shirane, Tokai-mura, Naka-gun, Ibaraki-ken 319―1195 Japan TEL 029―282―5091

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成23年１月28日
独立行政法人日本原子力研究開発機構
大洗研究開発センター管理部長　須賀　伸一
◎調達機関番号　601　◎所在地番号　08

○第22―3430―１号

1　調達内容
⑴　品目分類番号　２
⑵　購入等件名及び予定数量　Ａ重油（ＪＩＳＫ2205第１種１号）
第１回目　134ＫＬ
第２回目　331ＫＬ
第３回目　674ＫＬ
第４回目　1,394ＫＬ
⑶　調達件名の特質等　入札説明書による。
⑷　納入期間
第１回目：自　平成23年４月１日
至　平成23年６月30日
第２回目：自　平成23年７月１日
至　平成23年９月30日
第３回目：自　平成23年10月１日
至　平成23年12月31日
第４回目：自　平成24年１月１日
至　平成24年３月31日
⑸　納入場所　茨城県東茨城郡大洗町　独立行政法人日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター
⑹　入札方法　入札金額については、１ＫＬ当たりの単価を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の５パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。